平成２７年（フ）第７３号
静岡市清水区三保279番地の１　サハラ205号
債務者　望月　典子
１　決定年月日時　平成27年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成27年５月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第２２９３号
大阪府八尾市高美町３丁目１番46号
破産者　株式会社フロンティア・ニジュウイチ
１　破産債権の届出期間　平成27年４月20日まで
２　一般調査期日　平成27年５月25日午後２時
平成27年３月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５０号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町３丁目20番14号
破産者　髙橋　政利
１　破産債権の届出期間　平成27年４月20日まで
２　一般調査期日　平成27年６月12日午前10時30分
平成27年３月20日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第８６８号
広島市佐伯区湯来町大字伏谷864番地３、住民票上の住所広島市佐伯区湯来町大字白砂31番地22
破産者　小田　裕造
１　破産債権の届出期間　平成27年４月22日まで
２　一般調査期日　平成27年５月18日午後４時
平成27年３月23日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３号
神奈川県川崎市高津区下作延５丁目１―37ジュネス津田山101号、破産手続開始決定時の住所福島県相馬市黒木字迎畑238番地の７
破産者　佐藤　哲也
１　破産債権の届出期間　平成27年４月23日まで
２　一般調査期日　平成27年６月８日午後２時
平成27年３月24日　福島地方裁判所相馬支部

平成２６年（フ）第６７６号
堺市西区浜寺元町５丁592番地の８
破産者　有限会社ヒロハウジング
１　破産債権の届出期間　平成27年４月24日まで
２　一般調査期日　平成27年６月29日午後１時
平成27年３月23日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
神戸市東灘区向洋町中３丁目１番地の８　５番館503号、前住所福島県郡山市桑野１丁目14番１号フォーシーズン開成山公園503号
破産者　菅井　元康
１　破産債権の届出期間　平成27年５月25日まで
２　一般調査期日　平成27年６月29日午後１時30分
平成27年３月23日
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第７０３７号
東京都港区芝３丁目15番５号　ジョイヴィレッジ芝公園10Ｆ
破産者　弁護士法人プルーデンス法律事務所
１　破産債権の届出期間　平成27年６月15日まで
２　一般調査期日　平成27年９月７日午前10時
平成27年３月23日
東京地方裁判所民事第20部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４９６号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目22番５―206号
破産者　杉田　依里
免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
平成27年３月４日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第３０１９号
大阪市北区茶屋町18番14号
清算株式会社　池田泉州ファイナンス株式会社
１　決定年月日　平成27年３月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（ヒ）第３００１号
大阪市東住吉区杭全１丁目14番10号
清算株式会社　東成製氷冷蔵株式会社
１　決定年月日　平成27年３月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２号
三重県伊勢市神久２丁目1168番地４
清算株式会社　株式会社伊勢商事（旧商号株式会社ユニオン）
代表清算人　藤本　和史
１　決定年月日　平成27年３月23日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定の対象となる債権
⑴　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し特別清算開始決定日である平成27年１月21日（以下「開始決定日」という。）までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）とし、同債権を有する者を「債権者」という。
⑵　各債権者が有する特別清算債権の元本及び開始決定日までの利息・遅延損害金は、別紙債権弁済予定表（以下「別表」という。）「元本及び開始決定日までの利息・遅延損害金」欄記載の金額とする。
２　債権の合算
本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、本協定において特別に定める場合を除き、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して一つの債権とみなす。
３　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は四捨五入とする。
４　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
なお、債権者が本協定に基づく弁済予定日の５営業日前までに特定の銀行預金口座を指定しなかった場合には受領拒絶とみなし、清算株式会社は当該弁済金を津地方法務局に供託することができる。
５　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
⑴　開始決定日以降、特別清算債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、特別清算債権の全部または一部について債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、開始決定日における債権者の特別清算債権額を基準として行う。
⑵　特別清算債権の一部について譲渡または移転等がなされた場合、譲渡または移転等をした債権者（以下「前債権者」という。）及び譲渡または移転等を受けた債権者（以下「後債権者」という。）に対する弁済金額は、後記方法により権利の変更及び弁済金額の算定がなされた後、前債権者の残債権額と後債権者の譲渡または移転等を受けた債権額の債権額按分にて算出する。
第２　権利の変更
１　原則
債権者は、特別清算債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、その弁済を受ける。
⑴　元本及び開始決定日までの利息・遅延損害金
清算株式会社は、債権者（債権者藤本電器株式会社を除く。以下同じ。）に対し、特別清算債権のうち、元本及び開始決定日までの利息・遅延損害金の合計額（以下「元本等」という。）の0.215パーセントを乗じて得られた額を弁済額とし、後記⑶のとおり弁済する。
債権者は、後記⑶記載の弁済実施時（以下「弁済実施時」という。）に、特別清算債権の元本等の残額を放棄し、清算株式会社は免除を受ける。
⑵　開始決定日後の利息・遅延損害金
債権者は、弁済実施時に、特別清算債権のうち、開始決定日後の利息・遅延損害金について全額放棄し、清算株式会社は免除を受ける。
⑶　弁済の時期
清算株式会社は、債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に、上記⑴の定めに従って算出された金額を支払う。